

## 財産管理運用規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本海事センター定款第7条の規定に基づき、財産の管理運用の方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本)

**第2条** 財産の管理運用については、元本回収の確実性を基本として安全かつ確実な方法で行うものとする。

(金融商品の選択)

**第3条** 財産の運用に係る金融商品の選択に当たっては、経済状況、金利市場の動向等資金運用環境を勘案しつつ、短期、中期、長期運用等、金融商品の運用期間にも留意して行うものとする。また、過度に特定の金融商品に集中しないよう配慮するものとする。

2 運用対象の金融商品は、次の各号のものとする。

- (1) 国債、地方債又は政府保証債
- (2) 定期預貯金
- (3) 信託銀行への金銭信託又は貸付信託
- (4) その他元本回収の確実性があるとみなされる金融商品

(運用先)

**第4条** 運用に当たっては、運用先金融機関や有価証券の発行体の信用度、経営財務状況及び格付機関による格付等を充分検討のうえ運用先金融機関を選定するとともに、過度に特定の金融機関に集中しないように配慮するものとする。

2 運用先金融機関等に問題視されるような事態が生じる恐れがある場合には、速やかに他の金融機関へのシフト等の対応をとるなど資産保全に努めるものとする。

(改正)

**第5条** この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成23年4月26日から施行する。